

発 言 者	発 言 内 容
事務局	<p>定刻になりましたので、令和元年第5回国東市農業委員会総会を始めたいと思います。</p> <p>資料確認 確認終了</p> <p>出席確認 本日は、委員総数15名全員の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規程により本総会は、成立することを報告いたします。</p> <p>それでは、秋國会長にあいさつをお願いし、引き続き本総会の議長をお願いします。</p> <p>(会長あいさつ)</p>
議 長	<p>議事録署名委員の指名をさせていただきます。5番 笹野委員、6番 安松委員を指名しますので、よろしくお願いします。</p> <p>それでは、さっそく議案第25号 農地法第3条の規程による所有権移転の許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号16番 土地の所在は、安岐町大添字■■■■番、地目が田、面積は101㎡、外に田が6筆の合計7筆で面積が2,300㎡になります。渡人は、宮崎県宮崎市の■■■■さん、受人は、杵築市の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、県外在住により管理できないためと、受人は、経営規模の拡大のためとなっています。売買による所有権移転です。</p> <p>■■■■さんは、杵築市在住のため杵築市農業委員会の耕作証明を提出して頂いています。</p> <p>次に申請番号17番 土地の所在は国東町富来字■■■■番■■■■、地目が田、面積は788㎡、外に田が6筆の合計7筆で面積が5,173㎡になります。渡人は、国東町富来の■■■■さん、受人は、宇佐市院内町の■■■■さんです。申請事由は、渡人は、高齢により管理できないためと、受人は、父親の農地を譲り受けて管理をするとなっています。譲渡による所有権移転です。</p>

<p>事務局</p>	<p>次に申請番号18番 土地の所在は国東町岩屋字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が田、面積は353㎡、外に田が1筆の合計2筆で面積が617㎡になります。渡人は、国東町田深の [REDACTED] さん、受人は、国東町岩屋の [REDACTED] さんです。申請事由は、渡人は、仕事をしており管理できないため処分をする、受人は、経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p> <p>最後に申請番号19番 土地の所在は武蔵町成吉字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積は20㎡、外に畑が1筆の合計2筆で、面積が138㎡になります。渡人は、北九州市の [REDACTED] さん、受人は、武蔵町成吉の [REDACTED] さんです。申請事由は、受人は、県外在住により管理できないためと、受人は経営規模の拡大となっています。売買による所有権移転です。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号16番から19番の説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、申請番号16番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号16番について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号17番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号17番について、全会一致で承認されました。</p> <p>次に申請番号18番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>申請番号18番について、全会一致で承認されました。</p>

議 長	<p>最後に申請番号19番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>申請番号19番について、全会一致で承認されました。</p> <p>議案第25号 農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の申請番号16番から19番については、全て全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第26号 農地法第4条の規程による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第26号 農地法第4条の規定による農地転用の許可申請について、資料に基づきご説明いたします。</p> <p>申請番号2番 土地の所在は、国東町治郎丸字■■■■番■■、地目が田、面積が1,119㎡、外に田が1筆の合計2筆で、面積が1,186㎡になります。転用の目的は、駐車場です。申請事由は、管理しているお寺の駐車場が不足しているため、駐車場を設置するとなっております。申請地は、北側に申請者が管理しているお寺があり、西は県道、南は公衆用道路、東は境内へと続く道に囲まれた窪地で、連たん性も10ha未滿の農地区域内農地であるが、平成31年4月5日に農振地区除外の決定がされています。</p>
議 長	<p>議案第26号 農地法第4条の規定に基づく農地転用の説明がありましたが、ご質疑はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは議案第26号 申請番号2番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第26号 申請番号2番については、全会一致で承認され</p>

議 長	<p>ました。</p> <p>次に、議案第27号 農地法第5条の規程による許可申請について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第27号 農地法第5条の規程による所有権移転の許可申請について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>申請番号9番 土地の所在は、国見町岐部字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積は874㎡です。渡人は、国見町岐部の [REDACTED] さんです。受人は、安岐町山口の [REDACTED] さんです。転用の目的は、太陽光発電施設です。申請事由は、遊休農地に太陽光発電施設を設置することにより、農地を有効利用するとなっています。パネル196枚、29.7kwの施設です。申請地は、北および東側は農協のガソリンスタンド、南側は農地、西側は国道に囲まれた農業公共投資の対象となっていない10ha未満の農地であることから、第2種農地と判断しました。売買による所有権移転です。平成31年4月5日に農振地区除外の決定がされています。</p>
議 長	<p>議案第27号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請について、申請番号9番について事務局より説明がありましたが、質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第27号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申、申請番号9番について承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第27号 農地法第5条の規定による農地転用の許可申請申の、申請番号9番については全会一致で承認されました。</p> <p>次に議案第28号 農用地利用集積計画について、事務局より説明願います。</p>

事務局	<p>議案第28号 農用地利用集積計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>利用権の設定が、総数が32筆で35,496㎡、全て田となっています。</p> <p>新規設定は、総数が30筆で33,290㎡、更新設定は、総数が2筆で2,206㎡となっています。詳細につきましては、資料の5ページから6ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第28号 農用地利用集積計画について説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、議案第28号 農用地利用集積計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>議案第28号 農用地利用集積計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて議案第29号 農地利用配分計画について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第29号 農地利用配分計画について、資料に基づきご説明申し上げます。</p> <p>配分計画が、総数が15筆の20,457㎡で、全て田となります。詳細につきましては、資料の7ページから8ページをご確認ください。</p>
議長	<p>議案第29号 農用地利用配分計画について、説明がありましたが、ご質疑等ございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>それでは、質疑が無いようなので、議案第29号 農用地利用</p>

議 長	<p>配分計画について、提案どおり承認くださる方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第29号 農用地利用配分計画については、全会一致で承認されました。</p> <p>次に、議案第30号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>それでは、議案第30号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、ご説明申し上げます。</p> <p>申請番号22番 土地の所在は、国見町櫛来字 [REDACTED] 番 [REDACTED]、地目が畑、面積は100㎡、です。申請人は国見町櫛来の [REDACTED] さんです。申請事由については、平成4年に宅地として転用許可を受けていたが、地目の変更をし忘れていたためとなっています。</p> <p>最後に申請番号23番 土地の所在は、武蔵町糸原字 [REDACTED] 番、地目が畑、面積は150㎡です。申請人は、武蔵町糸原の [REDACTED] さんです。申請事由については、住宅建築後40年以上庭として使用し、現況も宅地になっており地目の変更をしたいとなっています。始末書の提出があります。</p>
議 長	<p>議案第30号 農地法の規定による非農地証明書の交付について申請番号22番、23番の説明がありましたが、ご質問ご意見はありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>それでは、議案第30号 申請番号22番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第30号 農地法の規定による非農地証明書の交付につ</p>

議 長	<p>いて、申請番号22番は全会一致で提案通り承認されました。</p> <p>次に議案第30号 申請番号23番について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第30号 農地法の規定による非農地証明書の交付について、申請番号23番は全会一致で提案通り承認されました。</p> <p>次に議案第31号 農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>議案第31号 農地利用状況調査による非農地の決定について、ご説明申し上げます。</p> <p>今回の非農地対象農地は、1,191筆で面積が637,478㎡となります。内訳については、国見町が639筆で301,656㎡、国東町が415筆で266,277㎡、武蔵町が45筆で23,809㎡、安岐町が92筆で45,736㎡になります。詳細については、10ページから36ページをご確認ください。</p>
議 長	<p>議案第31号 農地利用状況調査による非農地の決定について、事務局より説明がありましたが、ご質疑はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>議案第31号 農地利用状況調査による非農地の決定について、提案通り承認される方の挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>議案第31号 農地利用状況調査による非農地の決定については、全会一致で承認されました。</p> <p>続いて、議案第32号 空き家に付随した農地の指定について事務局より説明願います。</p>

<p>事務局</p>	<p>議案第32号 空き家に付随した農地の指定について ご説明いたします。</p> <p>申請番号1番 土地の所在は、安岐町馬場字■■■■■■■■■■番、地目が田、面積は359㎡です。申請人は、日出町の■■■■■■■■■■さんです。国東市空き家バンク物件番号■■■■■■■■■■番になります。</p>
<p>議長</p>	<p>議案第32号 空き家に付随した農地の指定について説明がありました。ご質問ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なし)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第32号 空き家に付随した農地の指定について、提案通り承認される方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第32号 空き家に付随した農地の指定については、全会一致で承認されました。</p> <p>議案については、以上であります。</p> <p>それでは、以上を持ちまして本日の総会を終了いたします。</p> <p>議長.....</p> <p>議事録署名委員.....</p> <p>議事録署名委員.....</p>